

2017 年度（第1回）司法支援建築会議運営委員会 議事録

（記録：事務局）

A. 日時：2017 年6月20 日（火）15時00分～17 時00分

B. 場所：日本建築学会会議室

C. 出席者：委員長 辻本 誠

委員 安達俊夫 有馬 賢 井上勝夫 池永博威 宇於崎勝也 大森文彦

小野徹郎 荻谷邦彦 坂本 功 仙田 満

北海道支部運営委員長 平井卓郎

近畿支部運営委員長 鈴木計夫

（敬称略）

D. 提出資料

- 資料1-1 運営委員会議事録（案）（2月15日）
- 資料1-2 第17回建築関係訴訟委員会・第23回同分科会議事要旨
- 資料1-3 第17回建築関係訴訟委員会・第23回同分科会配付資料
- 資料1-4 2017年全体会議、表彰式、シンポジウム、祝賀会報告
- 資料1-5 検討課題「建築の工事監理者、監理者の権限等」報告書
- 資料1-6 第8回建築紛争フォーラム企画について
- 資料1-7 支部別建築関係訴訟事件数
- 資料1-8 東京地裁「建築関係事件研究会」講師推薦
- 資料1-9 2016年度司法支援建築会議活動報告（案）
- 資料1-10 2016年度北海道支部活動報告
- 資料1-11 2016年度東海支部活動報告
- 資料1-12 2016年度近畿支部活動報告
- 資料1-13 第18回司法支援建築会議講演会（案）
- 資料1-14 入会・退会一覧

E. 確認事項

1. 前回議事録(案)(2月15日)の確認

事務局から前回議事録案の確認がなされ承認した。

F. 報告事項

2. 部会報告等

(1) 第17回建築関係訴訟委員会・第23回同分科会開催報告

事務局から、3月22日に最高裁の会議室にて開催された第17回建築関係訴訟委員会第23回同分科会について、議事録要旨に基づき、次の報告がなされた。

- ・建築関係訴訟に関する統計
- ・建築関係訴訟において専門家の関与を得るための方策

- ・3支部（北海道、東海、近畿）の取り組み
 - ・修補工事費用見積方法の検討報告書について
 - ・近時の建築関係訴訟における諸問題
 - ・委員長が岡田恒男氏から仙田満氏に交代
 - ・4名の退任に伴い新委員候補者4名を仙田委員長と吉野委員長代理が協議して推薦した。
- (2) 全体会議、表彰式、シンポジウム、祝賀会報告

宇於崎委員より次の報告がなされた。

- ・去る5月16日に全体会議、表彰式、シンポジウム、祝賀会が開催された。建築雑誌に掲載する活動レポート原稿を基にして報告する。
- ・参加者は、全体会議・表彰式29名、シンポジウム93名、祝賀会23名であった。
- ・シンポジウムの内容等の詳細は、建築雑誌活動レポート、会報に掲載される予定なのでそちらをご覧ください。

(3) 部会報告

<調査研究部会>

○検討課題「建築の工事監理者、監理者の権限等」

事務局から、検討課題「建築の工事監理者、監理者の権限等」を本会議ホームページの論説館に掲載したとの報告がなされた。

<普及・交流部会>

○第8回建築紛争フォーラム

井上部会長から、普及・交流部会での検討内容について説明がなされ、広島における建築紛争フォーラムの開催を見合わせることを了承した。

[検討内容]

- ・「建築紛争フォーラム」の趣旨は、司法支援建築会議の支部組織の萌芽となる活動の第一歩となることを目的として、全国の司法支援建築会議会員との交流の場を設けるとともに、地域性などを加味した支部独自の建築訴訟の鑑定・調停に係る諸問題や建築紛争を未然に防止する方策等について、会員、裁判官、弁護士等で意見交換を行うことにある。
- ・現状において、当該地区の建築士、司法関係者および市民に参加してもらうことは難しい。また、多くの中国地区会議会員が大会運営に関わっており、司法支援に関心がある会員も大会に参加しているため、フォーラムの参加者が企画関係者周辺に限られてしまうことの可能性が非常に高い。
- ・少人数による中国地区の司法関係者、建築専門家の懇談等ができないものか、最高裁民事局に司法関係発言者の紹介を打診したが、広島地裁には建築紛争専門部署がなく、建築紛争に携わりの深い判事を紹介できるかは定かではないとのことであった。
- ・結論として、中国大会において、「建築紛争フォーラム」の趣旨に叶う企画を実現することは難しく、今回の建築紛争フォーラムは延期とするのがよいと考える。

- ・支部組織の萌芽となるきっかけを企画することについては、別の形に変えて行いたいと考えている。資料として最高裁判所民事局に提供していただいた全国の建築紛争数の分布データを添付する。

次の意見があった。

- ・地区会議会員と当該地裁との連携が大事である。札幌、名古屋、大阪では司法支援の前から地裁専門部署との関係があった。中国地区の建築関係訴訟件数は合計 81 件であるが、地裁毎では多い件数ではなく、専門部署がない広島地裁とのつながりを作ることは難しいかもしれない。
- ・今後のこととして、大会には全国から会議会員が来ているので、会議会員が集まる機会として考えてもよい。
- ・九州地区は、関東、近畿に次いで建築関係訴訟件数が多い。最高裁からも九州支部設立を期待されている。改めて核になっていただける方をみつけるところから始めなければならない。

(4) 本部・支部活動報告

<本部>

辻本委員長から、資料 (No. 1-9 別添差替) に基づき、司法支援建築会議 2016 年度活動報告 (案) の内容と、この報告が会報第 16 号の原稿案になるとの説明がなされた。

<北海道支部>

平井北海道支部運営委員長から、資料に基づき、2016 年度活動報告がなされた。

<東海支部>

小野東海支部運営委員長から、資料に基づき、2016 年度活動報告がなされた。

<近畿支部>

鈴木近畿支部運営委員長から、資料に基づき、2016年度活動報告、第17回司法支援建築会議講演会 (11/30、於：大阪府建築健保会館) の説明がなされた。

- ・講演会について、辻本運営委員長に「建築学会と司法支援」の講演の依頼がなされ、了承した。

次の意見があった。

- ・事務局より、講演会について近畿支部からの依頼による次の確認がなされた。
 - ①講演会の事例報告に裁判所の判事が、司法支援の会員とともにパネラーとなることは認められるか。
 - 裁判所の判事に講演をしていただくことはよいが、パネルディスカッションの席上には登壇しない。
 - ②講演会の事例報告として作成するテキスト内容について、裁判所の判事と相談して事前承認を経た内容にすることは認められるか。
 - 講演会において建築専門家は学術・技術的な見識を講演するものであり、判事の意見 (相談して) により、発言内容等を調整 (修正) するということはすべ

きではない。

H. 審議事項

3. 司法支援建築会議会員登録申請、退会届)

<登録申請>

事務局から、以下の登録申請（敬称略）の報告がなされ、会議会員登録を了承し、理事会（7/26）に委嘱申請をすることとした。

- ・東北地区：櫻井一弥（東北学院大学）

<退会届>

事務局から、以下の逝去者（敬称略）の報告がなされ、会議会員の退会を了承した。

- ・関東地区：島田喜男、福島正之
- ・近畿地区：豊辺弘也

4. 運営委員会委員退任願い

深尾仁委員からの本運営委員会委員退任願いについて了承した。

次回　：　2017年10月25日（水）15時～16時45分

以上